

熊本市障がい者生活プラン(素案)に対するパブリックコメント意見(H31.2.14時点)

| | 項目 | ご意見等の内容 |
|---|--|---|
| 1 | P2 計画策定の趣旨 計画の基本理念 | 1.計画策定の趣旨、2.計画の基本理念の中で、「共生」「生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実」という内容が入っています。この内容について、障がい福祉領域だけではなく、介護や子供の分野を含めた地域全体を領域に入れたプラン設計が必要となります。基本目標毎で構いませんので、それぞれの分野や領域がプランを担うことになるのかをチャート図(ベン図)のような物でお示ししていただきたいです。プランの全体像が分かりやすくなると、あらゆる立場の人がどの部分で何を果たすべきか明確になりますし、相互の連携も取りやすくなると思われます。 |
| 2 | P3 基本目標1 障がいへの理解促進と権利擁護 P16 ④共に学ぶ教育の推進 | ぜひ福祉教育を具体的に進めていただきたいと思ひます。 2016年(平成28年)7月、神奈川県相模原にある障がい者施設で元職員による大量殺人事件が起こったことは、日本社会に大きな衝撃を与えました。このことから、「障がいへの理解」と「障がいのある方とのふれあいの機会」の重要性を感じ、幼少期からの教育に負うところがとても大きいのではないかと感じています。 ぜひ、特別支援教育課と大学の障がい児についての専門家を交え、幼・小・中・高の各段階で発達段階に応じた福祉教育のプログラムについて検討していただき、障がいについて学ぶ機会、障がいのある幼児児童生徒と交流する機会を設けて頂ければと思ひます。 |
| 3 | P3、P4 計画の基本目標 | 基本目標の「検証指標」について 「差別を感じたり嫌な思いをした経験」2023年目標値25% 「暮らしやすいまちだと思ふ割合」 2023年目標値50% 5年後の熊本市はまだ、障がいのある人の4人に1人が「差別を感じたり嫌な思いをした経験がある」と答え、2人に1人が「暮らしやすいまちだとは思わない」と答えるまちのようです。熊本市が、そのように感じる人たちを今より少しでも減らしたいという思いがあつてこれらの値を設定したであろうことは理解できます。ただ、これらの目標値の設定は、数字にだけ目を奪われた、いかにも「役所的な」対応と感じざるを得ません。この値を「目標」と示された障がい者や家族、支援者らがどのような気持ちになるのかに思いを馳せることなく平気で素案に記してしまう「行政の感度」には大いに失望しました。 施設利用者数などの具体的事案と、理念に直結する障がい者一人一人の「心の中の思い」を同一に扱うことは不適切です。どうしても目標値が必要なのであれば、当然、差別を感じるのは「ゼロ」で、暮らしやすいと感じるのは「100%」でしょう。そのうえで、毎年調査を行い、1年目より2年目、2年目より3年目が、少しずつでも目標値に近づいていくような施策を実施していくこと。これこそが、市民の誰もが誤解なく「計画の達成状況を明確に」理解できる作業であるはずで、目標値の見直しを強く求めます。 |

| | | |
|---|--|---|
| 4 | <p>P3 計画の基本目標</p> <p>P15 ①障がい者サポーター制度による理解啓発</p> | <p>障がい者サポーターの登録者数(累計)2023年目標値4,200人 障がい者サポーター制度による理解啓発</p> <p>基本理念達成のため新たに1,700人以上サポーターを増やすと目標に掲げ、さらには障がいのある人に対する理解促進の取組の一番最初に障がい者サポーター制度を位置付けるなど、障がい者サポーター制度に対する熊本市の並々ならぬ思いが強く伝わってきます。</p> <p>ただ一方で、では理解促進のために、同制度をこれから具体的にどのように展開していくのか、という見通しについて素案から読み解くことはできません。</p> <p>熊本市が「登録数さえ伸ばせばいい」と考えているはずがありません。1,700人増やすにはそれなりの熊本市の理念達成に向けた具体的な「ねらい」があるはずです。</p> <p>プランにはそこまで謳い、今以上に「血の通った」サポーター制度にしていく意気込みを、ぜひ示して頂きたい。</p> <p>例えば、熊本市長、副市長、市長部局長、熊本市議会議長、熊本市教育長、市立小中高学校長、熊本市市民病院長、熊本市消防局長、熊本市交通局長…etc。</p> <p>熊本市行政を司るトップの皆様自らがサポーターとなって、各分野でできることを、無理せず、連携し合いながら、継続的に取り組んでいくことを、プランに盛り込んで頂きたいと願います。</p> |
| 5 | <p>P12 障がいのある人の動向</p> | <p>以前の素案(案)では、(6)発達障がい児・者の状況 (7)障害福祉サービスの利用状況 が記載予定でしたが、発達障がい者支援センター相談件数に変更されています。今後5年間のプランを語るうえで、同支援センターの相談件数の推移はもちろんですが、上記(6)、(7)の客観的なデータについても極めて重要と考えます。</p> <p>素案(案)のとおり、(6)、(7)の年度推移等の統計についての記載をお願いします。</p> |
| 6 | <p>P14 施策の体系図 雇用と就労の促進</p> | <p>細かいことですが、13Pの項目は「雇用・就労の促進」、表紙裏の目次や40Pの見出しには「雇用と就労の促進」となっています。「と」と「・」のどちらが正しい表記でしょうか。</p> |
| 7 | <p>P16 ④共に学ぶ教育</p> | <p>具体的な取り組み④に「共に学ぶ教育」というのがあるが発達障害や他の障害への理解促進に関し障害がある人が小学校または中学校で働けるような環境を作り道徳の授業などで体験談を話すというのはどうか？と思う。</p> <p>熊本市教育委員会では障害がある人が熊本市内の学校を周り環境整備をしているがそれをもっと拡大し各学校ごとに障害がある人をサポートスタッフ的な雇用をし学校の環境整備や授業補助、児童の清掃補助や事務補助など教員免許を使わない場面での児童、生徒への支援を障害がある人が小学校、中学校で障害がある人の雇用を生み出せば教職員が大きく助かると同時に障害者雇用率も上がると思う。</p> <p>またそういった学校で働く障がい者へのサポートを退職した小学校や中学校の先生をサポートスタッフとして熊本市が学校ごとで再雇用するというもありかもしれないと思う。</p> <p>学校や官公庁では「公の職場には障害者が入ってはいけない」という思想が巡っている。今こそ熊本市が先頭に立ち学校での障害者雇用を推し進めるべきであると思う。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | <p>P16 ⑤精神障 がいについ ての理解 促進</p> | <p>前回(11/30)の協議会でも発言いたしましたが、障がいを持つ方＝周囲の配慮やサポートが必要な弱い立場の人たちという一方的な捉え方ではなく、彼らの能力やストレングスを生かす視点を表現してはいかがでしょうか。</p> <p>とりわけ精神障がい者については未だに偏見やネガティブなイメージで見られることも多く、それが彼らの社会参加を妨げる大きな要因になっています。熊本市が精神障がいを持つ当事者をピアサポーターとして育成・支援しておられることは画期的な取り組みです。彼らの語りには、何か人の心を動かす力があると感じています。そこで、市民に精神障がいや心の問題を考えてもらう啓発活動にピアサポーターの参画を試みてはいかがでしょうか。ピアサポーターの方々にとっても、自らの職域を広げる良い機会になると思います。自らの経験を語ることでできる当事者の存在は、障がいを持つ人の自立と共生のまちづくりを進めておられる熊本市にとって貴重な資源であると考えます。実現に向けては、要綱等の見直しなど手順を踏んでいく必要があることは承知しておりますが、何卒ご検討ください。</p> <p>表記の案</p> <p>素案p16 精神障がいについての理解促進 (既述の文章に加えて)</p> <p>また、精神障がいがある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポート活動の一環として、ピアサポーターによる市民への啓発活動を模索し、市民が精神障がいをより身近な問題として考えてもらえるように努めます。</p> |
| 9 | <p>P16 ⑧ヘルプ マークやヘル プカードの普及</p> | <p>せっかくヘルプカードの見本例を掲載しているのであれば、ヘルプマークについても、実際のマークとその意味、サイト等の問い合わせ先、市内の主な設置場所等について掲載して、多くの市民への周知を図って頂きたいと思います。</p> <p>マークの普及の話をしているのに、肝心のマークが1つも載っていないのは極めて不自然です。スペースの都合上、あらゆるマークを掲載することは難しいかもしれませんが、だから1つも載せない、という考え方は如何かと思います。また、熊本市が制作・制定したマークではないから、という考え方があるとしたらそれも理解できません。</p> <p>もし未掲載になるマークがあれば問い合わせ先を明記するなどきちんと配慮を行い、そのうえで可能な限り多くのヘルプマークの紹介をして頂きたいと願います。</p> <p>さらに、ヘルプカードについても、主要な配布場所およびダウンロードの案内について、書き加えてください。</p> |
| 10 | <p>P16 ⑧ヘルプ マークやヘル プカードの普及</p> | <p>ヘルプマーク(カード)うつ病・内部障害……。とし、外見では分かりにくいので「うつ病」を追加してほしい。なお、うつ病は疲れやすい症状もあるので障害3級以上でヘルプカードで障害者駐車場の駐車を認めてほしい。</p> <p>なお、県は障害者マークのある駐車場は精神障害は1級しか認めていません。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 11 | P20 権利擁護 の推進、虐待の防止 | <p>一昨年12月、大阪高裁は殺人罪で懲役12年が確定、服役した元看護助手の再審開始を認める決定をしました。裁判長は、捜査段階での同助手による自白は、取り調べ担当の警察官や検察官の誘導に迎合した疑いがあり、「信用性が高いとはいえない」と判断しました。専門医の検査の結果、同助手には軽度の知的障害と発達障害があることが判明。急な環境の変化に弱くパニックになりやすい特性への配慮が、取り調べや審理時に十分行われたのか、世間から大きな関心が寄せられています。</p> <p>当然ながら、あらゆる人に対して、取り調べに「誘導」や「強制」があってはなりません。知的障害や発達障害など、強い立場の相手から「誘導」「強制」されると容易に迎合して事実ではないことをしゃべってしまうことのある「供述弱者」と呼ばれる人に対しては、特にそうした特性への考慮がされた取り調べでなくてはなりません。</p> <p>取り調べの可視化を進め、偏りなく客観性が担保されるよう、警察や検察、裁判所に対しても権利擁護の推進を図っていくことを、プランに明記してください。</p> |
| 12 | P21 ③権利保護に対する支援(成年後見制度) | <p>③権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がいのある人の権利を保護するために・・・</p> <p>上記の下線の「保護」であるが、「あえて「保護」という文言を使用した意図(意味)があるのか？</p> <p>2000年にスタートした成年後見制度はその理念に「自己決定の尊重」がある。しかし、スタート後、その制度の運用に関しては、特に「後見」類型では後見人による「代行・代理」の視点が強く、権利制限の危険性さえも生じていた。また、「財産の・保護」に比べ「身上監護」の点が十分に機能していないことも近年指摘されてきたところである。</p> <p>誰にでも意思決定能力はあり、本人の意思決定を支援することがこの制度の中心となるべきであることから、この制度はこれから、意思決定支援を確立する仕組みが求められており、「権利の保護・・・」(成年後見制度)という箇所での「保護」の使い方については適切な文言かどうかと個人的に感じたため、意見を出させていただきました。</p> |
| 13 | P21 ①職員等への啓発・資質の向上 | <p>わざわざ「福祉疑似体験」といった具体的な取組が記載されていますが、そうであれば、まずは「障がい当事者と直接交流して、互いに理解を深める」取組こそ明記するべきではないでしょうか。</p> <p>座学だけでは理解し合えないものが、必ずあるものと思います。</p> <p>行政職員が先頭を切って障がい当事者と積極的に交流することこそ、今回のプランの理念を熊本市が市民と共に実現していく決意の表れと、市民に伝えることができるものと確信します。</p> |
| 14 | P22 ②行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底 | <p>2-(3)に職員採用時の合理的な配慮という記述があるが熊本市の職員採用試験を一度見直すべきだと思う。</p> <p>熊本市職員採用試験では障害者は身体と精神しか受験資格がなくまた受験の程度もとても難しいと聞く。</p> <p>知的障害と発達障害にも熊本市職員採用試験ができるようにしてほしいと同時に知的障害と発達障害に関しては面接と短期のインターンシップで採用を検討するように対応してもらいたい。</p> |

| | | |
|----|----------------------|--|
| 15 | P23 利用者本位の地域生活支援 | <p>これまで障害福祉サービスの利用経験はないけれど、利用したいと思ったことは「ある」と答えた方々に対し、「利用に至らなかった理由」を尋ねたところ、「どこに相談して良いのか分からなかった」という回答が55%だったとあります。この比率の高さには驚きました。サービス利用を希望したにも拘わらず実際の利用に至っていない障害者のうち、実に過半数が、「(年齢等から)利用対象外だった」といった理由からではなく、“相談窓口が不明であるために”その利用を断念したということになる訳です。</p> <p>この結果比率を熊本市全体の障害者数に当て嵌めたとき、もしかしたら人数的には重大視する必要がないのかもしれませんが、しかしながら、「窓口不明」のために利用できなかった方々が“半数以上いた”という数値を示すのであれば、その事態の解消に向けた方策もまた示される必要があるように思います。</p> <p>プラン本文には「相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます」とありますが、もし、市としてこの事態を重視するのであれば、より具体性、実効性のある対策を謳う必要があるのではないのでしょうか。</p> |
| 16 | P24 ②グループホームの利用促進 | <p>昨年大きく報道された、東京都港区南青山の「児童相談所建設問題」。私は決して他人事ではないと受け止めています。</p> <p>「NIMBY(ニンビー／Not In My Back Yard)」という言葉があります。「我が家の裏には御免」と訳され、「施設の必要性は認めるが、自らの居住地域には建てないでくれ」と主張する住民たちや、その態度を指す言葉です。</p> <p>ごく限られた人たちかもしれませんが、そういった方々と、どのように意見の合意形成を図っていくか。これには、自助・共助任せでは限界があります。行政の、丁寧で、分かりやすく、根気強く、決して逃げない支援が、絶対に必要です。</p> <p>施設等から地域生活へ移行していく際には、グループホーム等の施設整備といった「ハード面」の充実や、イメージ図のような「制度面」の整備に加え、身近に暮らす近隣の方たちとの互いの信頼感の構築・醸成といった「ソフト面」の対策が不可欠です。初動の段階で誤解や説明不足など「ボタンの掛け違い」が生じ、長期のトラブルとなるケースが全国各地で散見されます。私たちのまち熊本で、決してそのような事態が生じないよう、今回のプランで明確に行政の関わりを謳うことは、基本理念の達成に必ず必要なことと考えます。「地域住民との良好な関係づくりに努める」との文言を追記してください。</p> |
| 17 | P24 ①相談支援事業の充実 | <p>相談支援事業所がとても足りない。</p> <p>私はとある事業所で働いてるが事業所で働く前に何件も相談支援事業所から計画相談を断られた。理由を聞いていくとどうやら相談支援事業所での人が足りておらず計画相談ができないらしい。事業所に教えてもらった相談支援事業所でようやく計画相談の手続きをし福祉サービスの手続きをしたが支援学校に通ってる親御さんはもっと大変なのではないかと推察する。熊本市ではセルフプランを認めているのか分からないがそろそろ熊本市でもセルフプランを認めないと相談支援事業所もたなくなるのではと思う。</p> |
| 18 | P26 ⑨民生委員・児童委員 | <p>24Pのイメージ図の<地域>の部分には「ささえりあ「民生・児童委員」に加えて「地域団体(自治会等)」とあります。しかしながら、具体的な取組の項目の中に「自治会等」との連携が含まれていないのは不自然です。</p> <p>あえて外す理由は考えられず、地域移行の促進や災害に備えた平時からの安心安全なまちづくりの観点等から考えれば、むしろ明記すべきものと思います。</p> <p>「町内自治会等への理解啓発、連携に努める」旨の項目を追記してください。</p> |

| | | |
|----|---------------------------|--|
| 19 | P26 ①障害福祉サービス等の円滑な提供 | 素案(案)にはなかった「熊本市立地適正化計画についても考慮する」旨の一文が追記されています。これまで、どの協議会でも一切説明されてこなかった文言が、いきなり記載されていることに、大変な危惧を感じます。具体的にどのようなことを意味しているのか書き加えて頂きたい。 万が一にも「都市全体の観点」の名の下に、障がい者や家族、支援者等が不利益を被ることがあり得る内容であれば、到底是認できません。市民の誤解を招かない、分かりやすい表現に改めてください。 |
| 20 | P28 ②市ホームページ等における情報の充実 | SNS等の新たな情報提供手段への対応を進めるのであれば、肝心のインフラについても充実を図らないと、せつかくの取組が市民に広がりづらくなるのではないのでしょうか？ 項目の最後に「希望荘やウェルパルクまもとなど、熊本市の施設のWi-Fi化を積極的に進めていきます」の一文を加えてください。 |
| 21 | P28 ①公共交通機関等による外出の支援 | 移動しやすい環境整備のであればまず熊本市内で多くの人が利用している「さくらカード」を改善すべきである。さくらカードを利用している人の中では負担を感じている障害者が多数いると熊本市自立支援協議会でも話題になった。無料パス券は無理だと思うがバスや熊本市電の運転士に降車時にさくらカードを見せるだけで降車できる定期券型の導入の検討もすべきである。またそれが無理なのであれば定額の回数券方式にして現在のICカード方式と定額回数券方式と定期券方式と選べるようにすべきである。さらに福祉タクシー券があるが療育手帳のA1 A2は利用できてなぜB1 B2は福祉タクシー券を利用が出来ないのであろうか。非常に不公平である。 移動しやすい環境整備をするのであれば福祉タクシー券を全ての障害のある人が使えるようにすべきである。 A1とA2だけ福祉タクシー券をあげますというのは非常に不公平であるので行政側も再考してほしい。 |
| 22 | P38 3-(4)精神保健・医療施策の推進 | 熊本市は精神科専門医が市民病院にも心の相談センターにも不在ですので、喫緊の課題として一項目割くべきだと思います。 |
| 23 | P40 4雇用と就労の促進 | アンケート結果として「働いていない」との回答が52.3%と半数を超えていますが、過去の類似の調査に比べてその比率が幾分高いように見えます。今後について「障がいの状態などの理由で仕事はできない」「仕事をしたいとは思わない」が合わせて63.9%に上ることも気になります。 ただ、ここで示された結果だけではどのような対象者に尋ねた結果なのかがわかりません。例えば集計対象の年齢層はどうか(60歳又は64歳以下に限ったか、それとも65歳以上も含めているのか、含めているなら65歳以上の比率はどうか)。また、全障害種別において同様の傾向なのか。「収入が少ない」と困っている障害者や仕事「できない」「したいと思わない」障害者は、企業等に就職している障害者か、それとも福祉的就労をしている方々も含めたものか。それらの条件により、回答数値の意味合いは大きく違って来るだろうと思います。このような“働く”ことに関する調査の結果を示す上においては、「仕事」「就労」「雇用」「就業」等の意識的な使い分けが必要となるでしょう。また、対象年齢層を明らかにすることも結果の解釈には必要です。結果の示し方を少し工夫しても良いかもしれません。 |

| | | |
|----|----------------------------------|--|
| 24 | P41 4-(2)一般就労への移行と定着の支援 | 今現在、熊本県下の支援学校では「働くことは善であり社会的にも良きこと」という思想が巡り巡ってるが今こそ立ち止まって公的機関や企業での「超短時間労働」を検討と奨励を始めるべきはないだろうか？首都圏では超短時間労働と言って短時間の仕事をやりきるというメゾットがあるらしい。そのシーンでは支援機関や事業所がちゃんとバックにつき障害者を支援しておりさらに賃金ももらえるようにしているらしい。確かに「働くことは善」ではあるものの働くこと自体が難しい人もいる。「働く＝社会に出る」という特殊なイメージを脱し短時間でも仕事できるような環境作りをするのも行政の役割だと思う。 |
| 25 | P41 ③公共機関での障がい者雇用の促進 | 素案(案)にはなかった「一定の枠を設け」とは、具体的にどのようなことを意味しているのかご説明ください。市民の誤認を招かないような表現が望ましいと考えます。また、「定着支援」は、今後さらに重要な施策として位置付けられていきます。それは民間のみならず公共機関での障がい者雇用にも、同様に求められるはずで、そこで、③の文中の「働きやすい」の部分で、「働きやすく、長く働き続けることのできる」職場環境の整備、と見直してください。福岡市では、職場適応援助者(ジョブコーチ)等の非常勤職員としての採用が始まります。熊本市でも、職場と障がい者をつなぐ橋渡し役として、職場環境の「質」の面でも向上を図る取組を、プランに反映させてください。 |
| 26 | P43 4-(3)福祉的就労への支援 | 工賃を上げる努力をしると行政側はB型事業所に迫ってるようだが工賃を上げる努力を限界までにやってるのにも関わらずまだ行政側は事業所に対して「頑張って工賃あげろ」言っている。はっきり言って無茶苦茶な話だ。施設外就労や販路を見出してるにも関わらずまだ工賃上げるの頑張れと突き放しB型事業所などに対して自助努力を迫ってるようだが熊本市は自助努力ではなくB型事業所に公的な支援をし福祉的な就労をする利用者に対して工賃の補助や工賃の最低保証を「熊本市」が行うべきだ。福祉的就労をする利用者はA型の利用者よりもお金が少ない。熊本市はB型で利用をしている人達への工賃の補助をする事は「行政がすべき」ことだと考える。 |
| 27 | P45 ⑤文化施設等の利用支援 | ドリームナイトアットザズーについて、「子ども」に限定している理由は何でしょうか？各地での同イベントもそういう規約だから、という回答は避けて頂きたいと思います。同イベントが目指す意義にはスタート当初より大変共感しており、素晴らしい取組であると感謝しています。しかしながら、周りに気兼ねせず楽しいひと時をゆっくり過ごしたいと望む難病や慢性疾患、障がいのある人等は、子どもだけではなくは必ずです。子どもであっても大人であっても、難病や障がいの有る無しにかかわらず、動植物園に憩いを求める気持ちに違いはないものと思います。むしろ、熊本市が全国に先駆けて「子ども」限定の枠を取り払い、難病や障がいのある方であれば年齢に関係なく招待するドリームナイトを実施することを、広く全国に発信することこそ、同プランの基本理念にかなう取組であろうと考えます。ぜひ再考願います。 |
| 28 | P48 1-(1)防災対策の推進(災害時の支援体制の充実) | 項目の1つに「支援者の支援の充実」を加えてください。熊本地震の際も、行政職員や教職員、施設等のスタッフなど、自身も被災者でありながら、障がい者やその家族へ懸命の支援にあたっていた姿が忘れられません。彼らの懸命な活動をきちんとサポートする体制を迅速に整えることは、災害時の体制整備において最も優先されるものではないかと考えます。ぜひとも検討をお願いします。 |

| | | |
|----|----------------------|---|
| 29 | すべてのパブリックコメントの掲載について | <p>熊本市障がい者生活プランが正式に策定されれば、確定版として、冊子やホームページ等で公開されることとなります。これまでも様々な計画等について、市民から多くのパブリックコメントが寄せられ、その内容が冊子の巻末等に付記されていますが、追記や修正等がされたもの限り掲載され、説明して理解を求めるものや、参考意見などは割愛されるケースがありました。</p> <p>広く市民から公募したにもかかわらず、一部の意見を公開しない理由が分かりません。どのような意見でも、少なくとも記録として残し続けることは、市民から公募した以上、最低限必要なことと考えます。</p> <p>市民の意見に対して、熊本市がどのように受け止め、どのように施策に反映していったのかどうか、後から具体的に検証できる資料を残すことは重要です。</p> <p>ホームページへのアップでは期間が限られ適当でないと考えます。要点の意識等をせずに印刷物として残すよう、よろしくお願いいたします。</p> |
|----|----------------------|---|